

# 土地収用法に基づく事業認定（知事認定）の主な手続きについて

起業者

- ・任意での用地取得が困難
- ・用地の税の特例を受けたい
- ・農地を公共事業用地として取得したい 等

## 事前相談

- ・土地収用法第3条各号に該当するか
- ・申請書類の作成方法
- ・今後の手続きの流れ等について

事業認定庁  
(県知事)

相談に応じ  
情報提供等を行う

## 事前審査

申請に向け、  
申請書類を送付

書類案を確認し、  
修正・参考資料追加について助言

利害関係人

起業地が存する  
市町村

## 事業認定申請

申請書類の提出（持参）  
申請手数料の納付（高知県収入証紙を持参）

書類内容を審査  
(必要に応じて、書類の修正等を依頼)

審査後、申請書類の写しを送付

公聴会出席  
意見陳述等

公聴会の開催

事業認定審議会の開催

公聴会の開催請求

意見書の提出

短期縦覧の期間内

## 短期縦覧

申請書類の写しを受理  
↓  
公告のうえ、申請書類の写しを公告の日から2週間縦覧

縦覧終了報告

## 事業の認定

補償等の周知措置

任意での土地等の取得  
または  
収用裁決申請

県公報で告示

起業者・市町村に通知  
国に報告

起業地表示図面の  
長期縦覧

土地等の取得完了の報告

土地等の取得完了の  
通知  
(市町村)

起業地表示図面の  
長期縦覧の終了

縦覧終了報告

認定日より1年後に、事業認定の失効

※ただし、事業認定申請と同時に「手続保留の申立て」を行い認定と同時に告示された場合は、その部分については事業認定の効力のうち一部は保留される（最長3年間）